（第５号加入者が行う加入者の区分の変更の届出）

第54条の２　第５号加入者は、第２号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　前条第１項第１号から第３号までに掲げる事項

二　掛金納付の方法

三　第30条第６項各号に該当しない旨

四　第30条第７項第４号ホ⑴から⑹までに掲げる資格の有無

２　第５号加入者は、任意加入被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　前条第１項第１号から第５号までに掲げる事項

二　第30条第６項各号に該当しない旨

三　掛金引落金融機関情報

３　第１項の届出をする者が、加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第30条第８項に規定する証明書を添付しなければならない。

（加入者の付加保険料納付の届出等）

第55条　加入者は、国民年金基金の加入員の資格を取得又は喪失したとき、又は付加保険料を納付しようとする者若しくは付加保険料を納付することを終了しようとする者として機構に申し出たときは、14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　（略）

二　国民年金基金の加入員の資格を取得したときは、その年月日、国民年金基金の加入員番号及び毎月の掛金の額

三・四　（略）

２　（略）

（運用指図者が行う加入の申出）

第59条　運用指図者が行う加入の申出は、次に掲げる運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　第１号被保険者である運用指図者

イ　（略）

ロ　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の加入員番号及び毎月の掛金の額

ハ～ホ　（略）

二　第２号被保険者及び65歳以上70歳未満の厚生年金の被保険者である運用指図者

イ　（略）

ロ　60歳以上の者にあっては、第30条第６項各号に該当しない旨

ハ　（略）

ニ　掛金納付を事業主払込の方法により行う場合にあっては、申出者が使用される事業所の名称及び登録事業所番号（当該事業所が登録事業所である場合に限る。）

ホ・ヘ　（略）

三　（略）

四　任意加入被保険者である運用指図者

イ　（略）

ロ　60歳以上の者にあっては、第30条第６項各号に該当しない旨

（新設）

（加入者の付加保険料納付の届出等）

第55条　加入者は、国民年金基金の加入員の資格を取得又は喪失したとき、又は付加保険料を納付しようとする者若しくは付加保険料を納付することを終了しようとする者として機構に申し出たときは、14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　（略）

二　国民年金基金の加入員の資格を取得したときは、その年月日、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額

三・四　（略）

２　（略）

（運用指図者の加入の申出）

第59条　運用指図者が行う加入の申出は、次に掲げる運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　第１号被保険者である運用指図者

イ　（略）

ロ　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額

ハ～ホ　（略）

二　第２号被保険者である運用指図者

イ　（略）

ロ　60歳以上の者にあっては、第30条第５項各号に該当しない旨

ハ　（略）

ニ　掛金納付を事業主払込の方法により行うことを希望する場合にあっては、申出者が使用される事業所の名称及び登録事業所番号（当該事業所が登録事業所である場合に限る。）

ホ・ヘ　（略）

三　（略）

四　任意加入被保険者である運用指図者

イ　（略）

ロ　60歳以上の者にあっては、第30条第５項各号に該当しない旨